

こどもの性被害を防ぐために  
保護者の皆さまにお願いしたいこと

保存版

1 こどもの権利について知ること



こどもの権利を学ぶことで、こどもは、危険に対して「いや」と言いやすくなると考えられます。  
保護者の皆さまも、こどもたちと一緒に**こどもの権利についてご理解をお願いします。**

★ 参考パンフレット  
ちかごろよく聞く こどもの権利って！？  
(こども家庭庁)  
URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/childrights>



★ 「生命(いのち)の安全教育」  
こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教材です(文部科学省)。  
URL: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index2.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html)



2 こどものサインに気づくこと



こどもは、性暴力を受けても、被害を訴えることが難しいケースが多いです。

**こどもが見せるサインを見逃さないよう、日頃からこどもの様子に目を配ってください。**

★ 参考パンフレット  
こどもたちのためにできること  
～性被害を受けたこどもの理解と支援～  
(内閣府・こども家庭庁)  
URL: [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/index.html#child](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#child)  
※ サイト下部に当該パンフレットがごさいます。



性被害に関する  
ご相談はこちらへ

こどもから被害の相談があった場合、異変を感じた場合、相談してよいかわからない場合でも、悩まず相談してください。  
誰からの相談かや、相談の内容に関する情報は、厳格に取り扱います。  
相談したことで、不利益を受けることはありません。

- ・ XXX
- ・ XXX
- ・ XXX

事業者ごとに、内部・外部の相談窓口を記載。  
別紙にする、リンクを貼るなども可。

こども性暴力防止法の詳細については、  
こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。  
URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

こども性暴力防止法

検索

こどもまんなか  
こども家庭庁



こどもの性被害を防ぐために

【〇〇(事業者名)】の取組

◆ こども性暴力防止法に基づき取り組んでいます

「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。

<「性暴力」の例>

不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき、盗撮 等

起こさせません、見逃しません

- ・ 面談・アンケート
  - ・ 相談窓口の設置
  - ・ 従事者への研修
- などを実施しています。



職員の性犯罪前科を確認しています

(\*)法施行(令和8年12月25日)後順次  
性犯罪前科がある職員は、  
性暴力のおそれを踏まえ、  
こどもと接する業務に  
従事させません。



(個別の確認結果は 法律上お伝えできません。)

◆ 〇〇の職員は「不適切な行為」は行いません

性暴力につながる「不適切な行為」として、次の行為を定めています

- ・ XXX
- ・ XXX
- ・ XXX

各事業者の実態に応じて定めた行為を記載。  
別紙にする、リンクを貼るなども可。

◆ 万が一、性暴力の事案が発生したら

こどもを守ることを最優先に、関係法令やルールに基づき、事実の確認やこどもの保護に組織として全力で対応します。また、日頃からそのための体制を整えています。

事案の概要は、原則として、事案にかかわっていない保護者の皆様にも、ご説明します。

ただし、事業者の対応に遅れや混乱が生じたり、二次被害等が生じることを防ぐため、必ずしも事案の発生直後に説明を行わない場合があります。ご理解をお願いします。

お願い

うわさを立てたり、広めたりしないようお願いします

性犯罪歴や性暴力の疑いなどの情報は、個人の重要なプライバシーに関わります。

性暴力の被害のうわさが広まると、被害を受けたこどもやその家族を大きく傷つけ、二次被害につながります。

⚠️ このようなプライバシーにかかわるうわさを流した場合、法律に定める罰則や、損害賠償の対象となる可能性があります。



<中高生向け>

性被害からあなたを守るために、  
相談を受けた後はこのように対応します

あなたの意見をききながら、  
あなたの安全を守りながら、適切に対応します。  
ひとりで悩まずに、まずは相談してください。



相談を  
うける

- ・ とく名で(名前を言わずに)相談できます。
- ・ 秘密は守られます。安心して相談してください。



ほかの  
大人と  
協力する

- ・ 相談の内容については、ほかの大人と協力して対応します。
- ・ 誰とどのように協力するかは、あなたと相談したいです。あなたの知らないところで、誰かが知ることがないように努めます。



しらべる

- ・ 相談してくれた内容についてもっとくわしく知るため、関係する人に話をきいたりします。
- ・ あなたを傷つけた人への確認は慎重に行います。



対応を  
きめる

- ・ あなたにも、どういう対応がよいかなど、意見をききます。
- ・ しらべた内容によって、どのように対応するかを決めます。



報告する

- ・ 相談を受けてから、どういう対応になったか、あなたにお知らせします。

<小学生（高学年）向け>

あなたを守るために、  
相談を受けた後はこのように対応します

あなたの意見をききながら、  
あなたの安全を守りながら、きちんと対応します。  
なやまずに相談してください。



相談を  
うける

- ・ お名前をいわなくてもだいじょうぶです。ひみつも守ります。



しらべる

- ・ 相談の内容について関係するひとに話をきいたり、ほかの大人と協力することもあります。



対応を  
きめる

- ・ あなたの意見をききながら、どのように対応するかきめます。
- ・ きめた対応についてはあなたにもお知らせします。



<小学生（低学年）向け>

あなたを まもるために  
このように します

あなたの はなしを ききます。  
あなたの あんぜんを まもります。  
なやまずに おはなしをきかせてください。



おはなしを きく

- ・ おなまえを いわなくても だいじょうぶです。ひみつも まもります。



しらべる

- ・ かんけいする ひとに はなしを きいたり、ほかの おとなと いっしょにかんがえることもあります。



どうするか きめる

- ・ あなたの おはなしを ききながら、どうするか きめます。
- ・ きめたら あなたにも おはなしします。



## ○広報カード

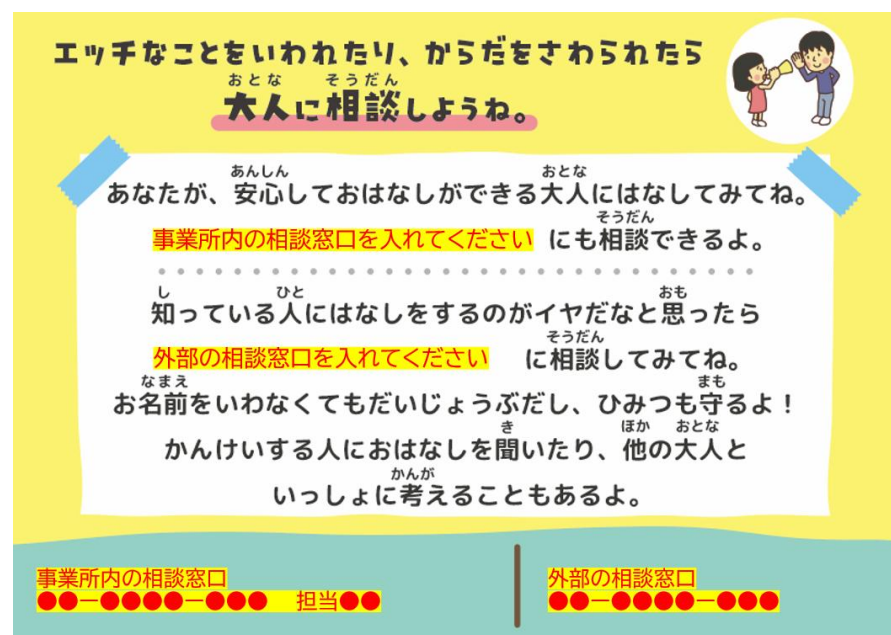
事業者において、「相談窓口の周知広報資料」として活用できる様式例を作成しております。  
外部相談窓口については、外部機関が作成した周知広報資料と併せて、周知広報することも有効です。

### 【低年齢児童～小学生向け】

<おもて>



<うら>



広報カード（低年齢児童～小学生向け）